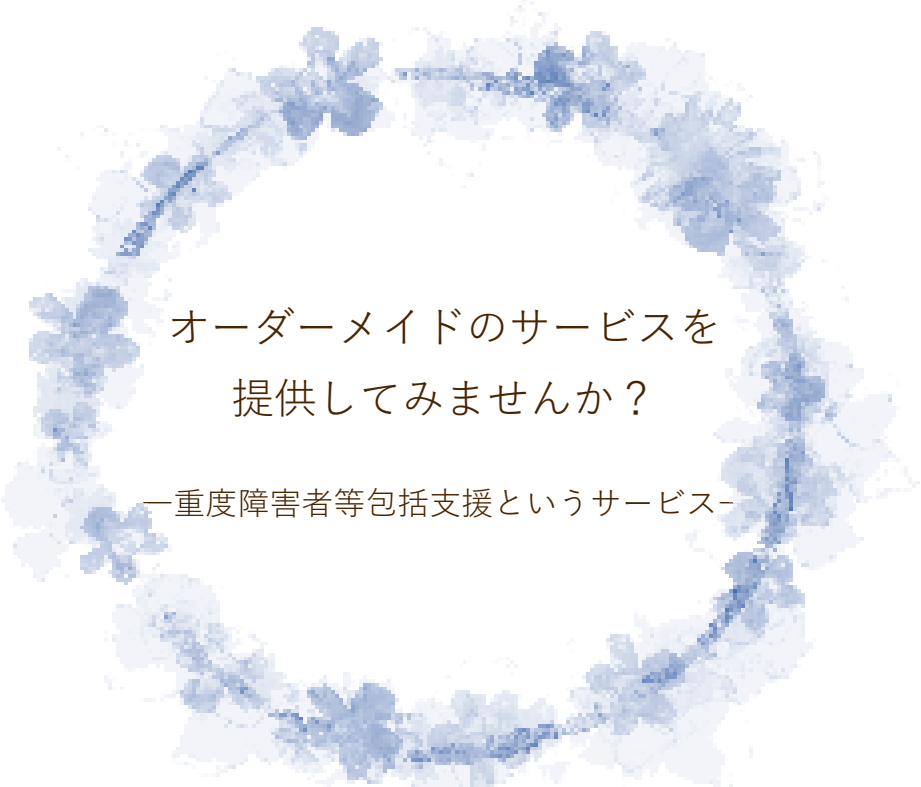


このリーフレットを手に取ったみなさまへ

このリーフレットは、両面から読めるようになっています。こちらは表です。

表から読むと**事業所や自治体向け**の情報（事業のはじまりや現状、事業所の仕事の内容等）を、重症心身障害のある方（Ⅱ類型）の架空事例を用いながら、裏から読むとご家族向けの情報（事業対象者や利用の流れ等）を、行動障害が現れている方（Ⅲ類型）の架空事例を用いながら紹介しています。あまり多く知られていない**重度障害者等包括支援**について、このリーフレットにより広く周知され、重度障害者の地域生活継続の一助になればと願っております。



オーダーメイドのサービスを 提供してみませんか？

—重度障害者等包括支援というサービス—

昔は、サービスの種類ごとに、支給量が決められていました。

居宅介護○time、生活介護○days、短期入所○days、

相談支援専門員さんが、一所懸命考えて僕の生活が困らないように決めてくれました。

でも、ボクの家族や支援者は、少しだけ悩んでいることがありました。

それは、ボクの心身の状態が安定しないということ・・・。


・
・
・

そんな悩みは、



2006年の秋に少しだけ解消されました。

登場人物

ボク 

生まれつき身体と知的に重たい障害があるボクは、常に酸素吸入が必要な状態で、沢山のサービスと、父、母、弟のサポートを受けながら、家族と一緒に生活しているよ。最近、引っ越してきたばかりだから、少し落ち着いたら街を探検してみたいな。

わたし 

自閉スペクトラム症のわたしは、今の社会に生きづらさを感じる場面が多いの。いろいろなことをうまく伝えられなくて、父や母にあたってしまうことも……。最近、グループホームでの生活をはじめたんだけど、なんだか落ち着かなくて……。でも、重度障害者等包括支援で顔馴染みのヘルパーさんが一緒にいてくれるから、少しだけ安心できるかな。

重度障害者等包括支援のはじまり

2006年の10月、ボクは20歳になりました。そして、前より生活がしやすくなりました。なぜなら「重度障害者等包括支援」という新しいサービスができたから。色々なサービスを、日々の心身の状態等に合わせて使えるようになったから、「明日の体調はどうか？」ということ、ボクも家族も事業所も心配しすぎることがなくなって……。気持ちがとても楽になったんだ。漢字が10個も並んでいるから、ボクにはちょっとだけ難しいサービスの名前。だけど、「重度の障害のある人の生活全体を考えながら支援してくれるサービスなんだ」ということがわかるから、ボクは気に入っているよ。

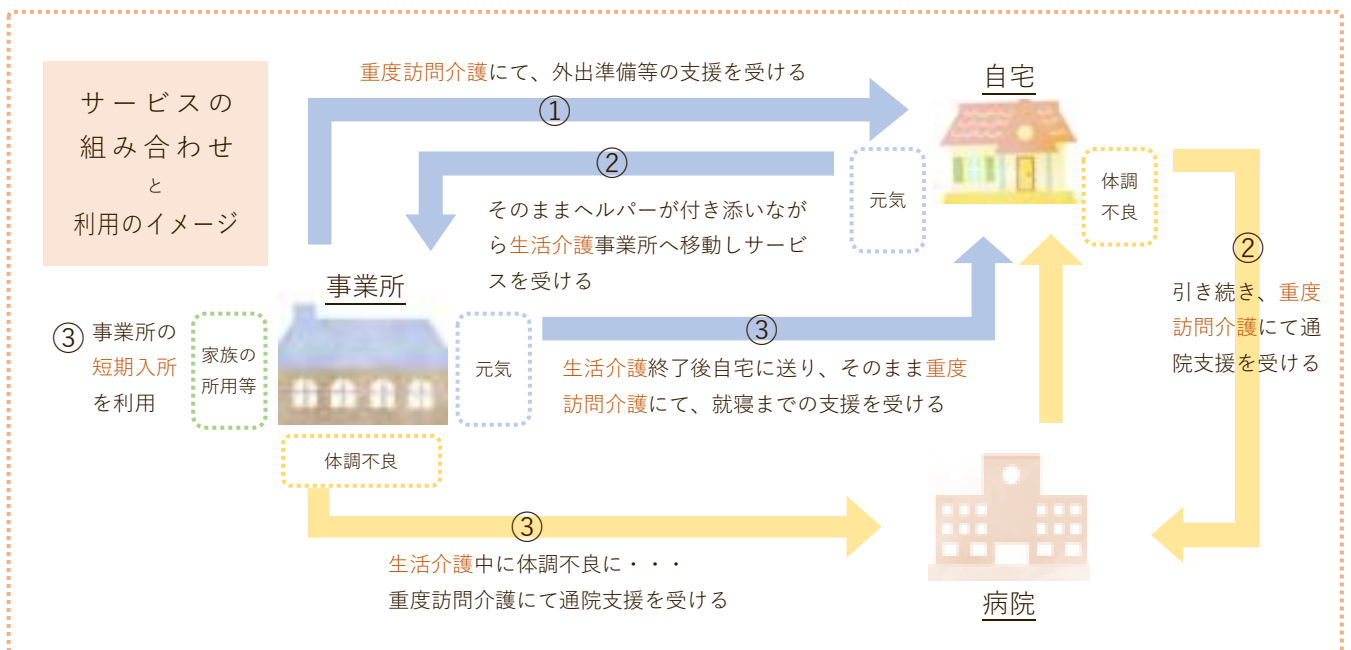


ボク以外に重度障害者等包括支援を利用している人は全国に約**30**人いるよ 2018年7月時点

全国に……とはいっても、実際に利用している人がいる事業所は、**13府県に20事業所**だけ。他のサービスに比べると利用している人がとても少ないんだ。なぜなら、重度障害者等包括支援は、本当に重い障害のある人しか利用できないサービスだから。

ボクの暮らし



- ・酸素吸入が必要なボクは、24時間酸素マスクを外すことができないんだ。
- ・寝ている間も、酸素マスクが外れていないか確認してもらわないといけない。
- ・だからお母さんはいつも寝不足気味。でもお母さんは疲れた顔を見せずに頑張ってくれる。
- ・そんなお母さんを、お父さんはすごく心配して、市役所に相談にいったんだ。
- ・市役所の職員さんがいいことを教えてくれたよ。
- ・重度訪問介護を使って、夜間の見守りをサービスに委ねるのはどうですかって。
- ・早速、週3日だけ利用してみることにしたよ。
- ・そうしたらね、最近、お母さんの口数が増えたような気がするんだ。
- ・今度は日中のサービスも使ってみようかね？ってみんなでも相談しているところ。
- ・ちょっと心配なのが、**時折体調が急に悪くなってしまう**こと。その時はすぐに受診が必要で・・・。
- ・ここで再び市役所の職員さん。重度障害者等包括支援は、**体調の変化等に合わせて柔軟にサービスを調整することができますよ**、っていうことも教えてくれた。
- ・お父さんが“んっ？”て顔をしていたら、市の職員さんがイメージ図を見せてくれたよ。
- ・下の図がそれ。生活介護事業所が重度障害者等包括支援の指定をとってサービスを提供する際のイメージだって。

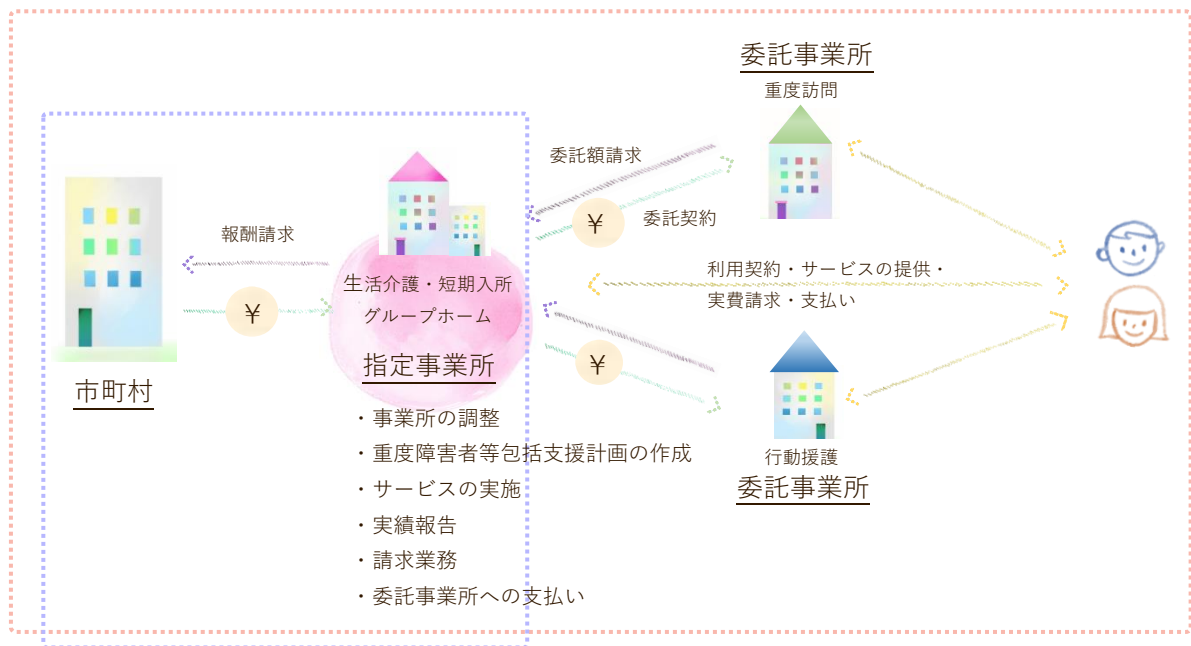


・そんなこんなで・・・来月からのボクの重度障害者等包括支援計画表

	月	火	水	木	金	土	日・祝	
6:00	家族が支援		家族が支援		家族が支援	家族が支援		
8:00								
10:00	生活介護 6時間	生活介護 6時間	生活介護 6時間	生活介護 6時間	生活介護 6時間			
12:00								
14:00								
16:00								
18:00	家族が支援	重度訪問介護 18時間／1日	家族が支援	重度訪問介護 18時間／1日	家族が支援			重度訪問介護 18時間／1日
20:00								
22:00								
0:00								
2:00	家族が支援				家族が支援			
4:00								

重度障害者等包括支援 指定事業所のしごと

- ・ひとつの法人でさまざまなサービスを提供する場合 
- ・複数の法人と連携してサービスを提供する場合  とで異なります。



9 事業者が語る 重度障害者等包括支援を提供して想うこと

指定をとった経緯

- ・我々の施設では、障害者自立支援法施行以前から重度障害者の地域生活を支援しており、法施行後も引き続き支援するためには、重度障害者等包括支援が必要だったから・・・
 - ・うちの施設では、自治体からお願いされ「これで重度の方が地域での生活が継続できるのならば・・・」と想って、指定をとった
 - ・私どもの地域では、地域生活の継続に大きな課題のある事例の支援方法に悩み、自治体、事業所、関係者で何度も何度も話し、その結果、重度障害者等包括支援で支えることになったため指定をとりました
- それぞれ指定をとった経緯は異なるけれど、“**重い障害があっても地域での生活を継続できるサポートをしていきたい**”という気持ちは、みな共通しています。

見えてきた課題

- ・重度障害者等包括支援は、区分6の障害者の中でも、日々の心身の状態が安定しにくい人が主な対象となります。本人の状態によって、サービス提供責任者がサービスを調整できる唯一のサービスであることが最大の魅力です。それゆえ**事務が煩雑**で、なかでも、毎月の**請求業務の負担**は、とても大きなものとなっています。
- ・また、複数の法人と連携してサービスを提供する場合の指定事業所の立ち場として、予期せぬ事故等、何かあった際の責任の所在や、費用の折半方法にも、気を遣わずにはられません。

それでも、重度障害者等包括支援のサービスを提供し続けるのは・・・

- ・このサービス体系でないと、地域生活の継続や社会参加の機会が奪われてしまう人たちがいるからです。





重度障害者等包括支援 の 指定を受けるための要件

人員基準

- ・管理者を配置（常勤。兼務可）
- ・サービス提供責任者 を 1 人以上配置（うち 1 人は常勤。兼務可）
※サービス提供責任者の資格要件（居宅介護のサービス提供責任者とは異なることに注意）
 - ①相談支援専門員の資格を有している。
 - ②重度障害者等包括支援の利用の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が 3 年以上ある。

運営基準

■事業所の体制

- ・ 重度障害者等包括支援以外に、障害福祉サービス（療養介護及び外部サービス利用型共同生活援助を除く）又は障害者支援施設の指定を受けている。
- ・ 利用者からの連絡に随時対応できる体制をとっている。
- ・ 自ら又は第三者に委託することにより 2 以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保している。
- ・ 対象者（Ⅰ～Ⅲ類型）に関する専門医を有する医療機関と協力体制がある。

■障害福祉サービスの提供に係る基準

- ・ サービス提供に関し、利用者との関係では、重度障害者等包括支援事業者が、その内容・質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定障害福祉サービス事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供されるサービスにより以下の要件を満たすこと。
 - ①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、同居家族によるサービスの提供ではないこと。また、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援及び自立生活援助については、重度障害者等包括支援計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有する者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わない。
 - ②生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については、指定基準を満たしていなくても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 80 条第 1 項及び同法第 84 条第 1 項に基づく基準（最低基準）を満たしていればよい。
 - ③短期入所又は共同生活援助については、指定障害福祉サービス基準を満たす必要がある。
 - ④重度障害者等包括支援（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所又は共同生活援助に限る。）の提供を、個々の障害福祉サービスとしての指定生活介護等の利用者への提供と併せて行う場合の定員や利用者数については、合計して算定するものとする。また、このとき、指定生活介護等における報酬の請求に当たっては、当該合計した人数を利用定員とした場合の報酬を請求するものとする。

重度障害者等包括支援 報酬 と 加算（※2019年2月15日改定）

基本報酬

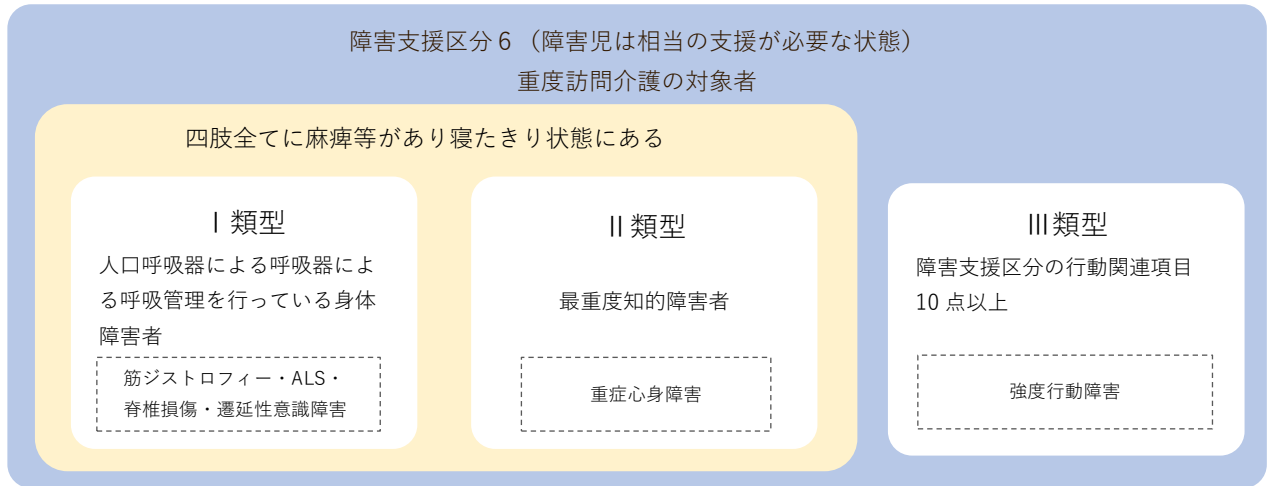
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助
 - (1) 所要時間 1 時間未満の場合 202 単位
 - (2) 所要時間 1 時間以上の場合 302 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数
 - (3) 所要時間 12 時間以上の場合 2,500 単位に所要時間 12 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
- 短期入所 949 単位
- 共同生活援助 1,000 単位

算定できる加算

- ・ 2 人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）
- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般 1 世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 送迎加算（短期入所において算定可能）
- ・ 初回加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

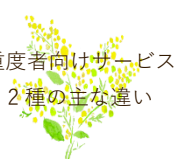
重度障害者等包括支援 を利用できる人はどんな人？

3つのタイプのいずれかに該当すれば利用できるよ。ボクはII類型  わたしはIII類型 



重度障害者等包括支援 どのサービスなの？

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（外部サービス利用型除く）の11個のサービスから選んで組み合わせることができるよ。

	重度訪問介護	重度障害者等包括支援
 <p>重度者向けサービス 2種の主な違い</p>	報酬単価	4時間 802単位※12時間以上4時間 781単位
	対象者の年齢・障害支援区分	15歳以上・4以上
	共同生活援助（GH）での利用の可否	×
	ヘルパーの資格要件	あり
		○
		なし

重度障害者等包括支援 の 利用の流れ

他の福祉サービスを利用する時と同じ手続きだよ。主な流れは以下のとおりだよ。



①サービス等利用計画案の作成	相談支援事業所でサービス等利用計画案を作成してもらい、市町村に提出します。 重度障害者等包括支援の指定を受けている事業所を探します。
②支給決定	使えるサービスと量が決まります。
③サービス等利用計画の作成	サービス等利用計画を完成させます。
④重度障害者等包括支援計画の作成	<p>重度障害者等包括支援の指定事業所のサービス提供責任者に作成してもらいます。</p> <p>重度障害者等包括支援計画には、以下の内容が書き込まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なサービス内容 ・利用する人の状態等により発生するニーズに柔軟に対応するための体制 ・急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法 ・緊急時の対応方法 等
⑤サービスの利用	
⑥計画の見直し・調整	<p>サービス提供責任者の判断で計画を変更することができます。</p> <p>緊急や短期間での状態像やニーズの変化に、迅速かつ柔軟に対応します。</p>

わたしの暮らし



- ・自閉症スペクトラム症で重い知的障害のあるわたしは、状態が安定しないことが多いの。
- ・最近、グループホームに引っ越したから余計に。
- ・夜、眠れないときもあるし、身体がとても重たくてつらい日もあるし・・・。
- ・でも、そんな想いを上手に伝えられなくて。引っ越ししてきたばかりだから、グループホームの支援員さんも、すぐには気付いてくれないし・・・。
- ・部屋の扉や壁を蹴って伝えようとするんだけど、なかなかうまく伝わらない。
- ・でもね、グループホームに引っ越す前からわたしの支援をしてくれていて、**わたしの障害特性をよく知ってくれている支援員さんが、グループホームや生活介護事業所の活動と一緒にきてくれるの。**
- ・その支援員さんが、わたしの対応に慣れていないグループホーム等の支援員さんに、わたしの障害特性について色々伝えてくれるから、少しずつだけど、居心地がよくなってきたの。
- ・実はその支援員さん、重度障害者を支援する上で必要な**資格は何も持っていない**んだけどね。
- ・でも、わたしの気持ちや気になることをよく理解してくれる。
- ・この支援員さんが一緒じゃなきゃ、グループホームへの引っ越しはできなかったかな。
- ・わたしにとっては、かけがえのない存在。
- ・日中は生活介護に通っているんだけど、日によって外出が難しい日もあるの。
- ・わたしは気温と服装に強いこだわりがあるから・・・。
- ・行ったら行っただでケガをして、急に通院が必要になるときもあるし。
- ・だから、その日、そのときの状態に合わせてサービスの変更ができる**重度障害者等包括支援は、わたしが地域での生活を続けるにあたって、なくてはならないサービスなの。**
- ・そんなわたしの重度障害者等包括支援計画表だよ。※は緊急時の対応のために組み込んでもらっているよ。

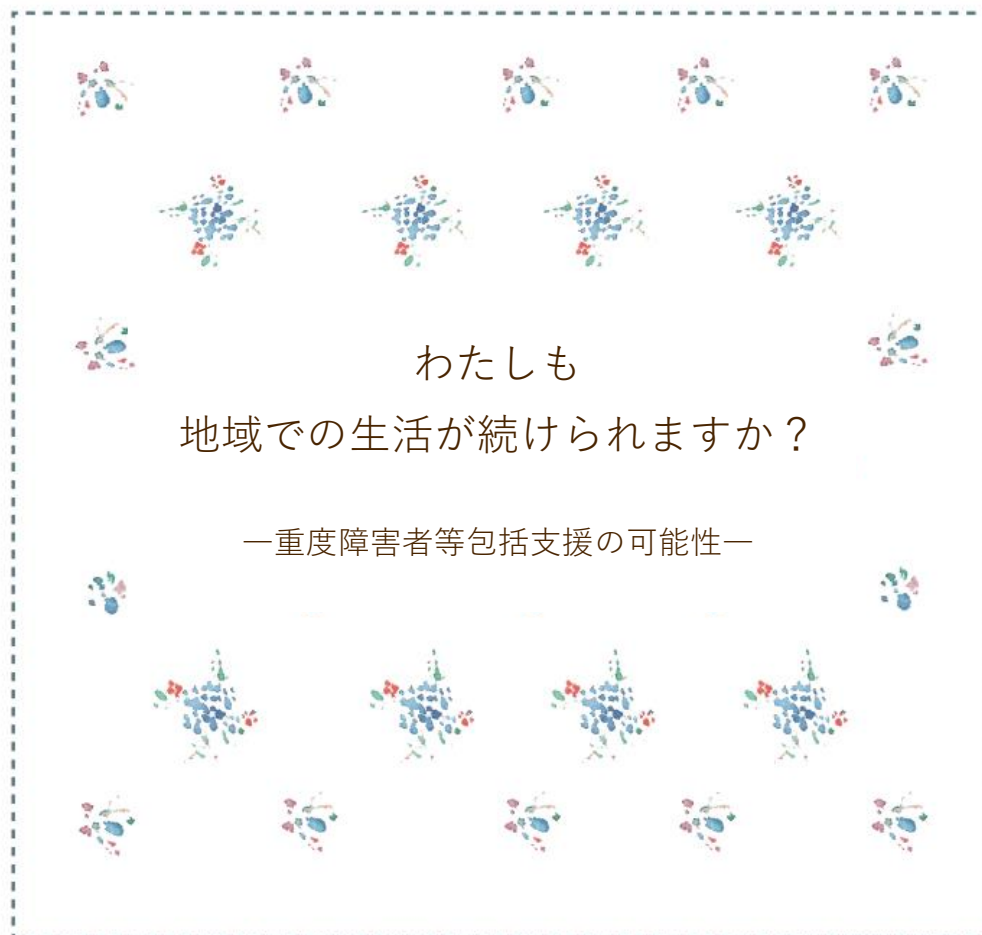
	月	火	水	木	金	土	日・祝
6:00	行動援護 1 時間	行動援護 1 時間	行動援護 1 時間	行動援護 1 時間	行動援護 1 時間	行動援護 1 時間	行動援護 1 時間
8:00	身体介護 2 時間	身体介護 2 時間	身体介護 2 時間	身体介護 2 時間	身体介護 2 時間	身体介護 2 時間	身体介護 2 時間
10:00	生活介護 6 時間	生活介護 6 時間	生活介護 6 時間	生活介護 6 時間	生活介護 6 時間	生活介護 6 時間	身体介護 1 時間
12:00							
14:00							
16:00	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間
18:00				※行動援護 1 時間			※行動援護 1 時間
20:00	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間	身体介護 1.5 時間
22:00							
0:00		※行動援護 1 時間				※行動援護 1 時間	
2:00							
4:00							

- ・朝、スムーズに生活介護事業所に行けないときは、グループホームで身体介護と行動援護で支援を受けているよ。
- ・早朝に組み込んでいる行動援護は、不眠時等の対応のためだよ。

このリーフレットを手に取ったみなさまへ

このリーフレットは両面から読めるようになっています。こちらは裏です。

表から読むと事業所や自治体向けの情報（事業のはじまりや現状、事業所の仕事の内容等）を、重症心身障害のある方（II類型）の架空事例を用いながら、
裏から読むとご家族向けの情報（事業対象者や利用の流れ等）を、行動障害が現れている方（III類型）の架空事例を用いながら紹介しています。
あまり多く知られていない重度障害者等包括支援について、このリーフレットにより広く周知され、重度障害者の地域生活継続の一助になればと願っております。



障害者を対象としたサービスは、15個の障害福祉サービスと相談支援、
地域生活支援事業等があります。これらのサービスを利用するには、
あらかじめ自治体から支給決定を受ける必要があります。
ただし、1つのサービスを除いては・・・。

たったひとつだけ、使う日に使うサービスを決めることができるサービスがあります。
それが重度障害者等包括支援です。

わたしの暮らしは、重度障害者等包括支援で広がりを見せています。